

11月は児童虐待防止 推進月間です



守ろうよ
未来を見つめる
小さなひとみ

児童虐待は子どもの心や体に深刻な影響を与え、時には生命さえ奪ってしまいます。児童虐待の防止は、社会全体で取り組まなければならない問題です。

増え続ける児童虐待

平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されましたが、依然、児童虐待の相談件数は増え続けています。つくばみらい市も例外ではありません。

児童虐待とは？

- ◆なぐる、ける、投げ落とすなどの「身体的虐待」
- ◆子どもへの性的行為の強要などの「性的虐待」
- ◆家に閉じ込める、食事を与えないなどの「ネグレクト」
- ◆言葉による脅し、無視などの「心理的虐待」

虐待の特徴

- ◆不自然な外傷（あざ、やけどなど）がある
- ◆表情が乏しい
- ◆落ち着きがなくほかの子どもに対し攻撃的
- ◆自虐的行為をする
- ◆髪の毛や手足、服装が極端に不潔
- ◆食事に対して異常な執着を示す
- ◆子どもを残したまま外出していることが多い
- ◆身体的虐待を疑わせる音（叩く音や叫び声）がするなど

これらの兆候があると、子どもの行動・態度に注意を払う必要があります。

虐待防止にご協力を

「虐待を受けたと思われる子ども」を見つけたときには、ためらわずに子どもを虐待から救うための行動（通報）を起こすことが大変重要です。また、調査の結果、虐待ではなかったとしても通報者が罪に問われることはありません。通報者の秘密は守られます。早期発見が子どもを守る第一歩。地域の温かい見守りが虐待防止へとつながりますので、ご協力をお願いします。

虐待を受けたと思われる子どもがいた時は

児童相談所全国共通ダイヤル

☎0570-064-000

問 伊奈庁舎児童福祉課 ☎58-2111（内線1163）

保険料を納めることが難しい方は…

保険料を未納にすると、生活の支えとなる年金が受けられなくなる場合があります。

所得が少ないなど保険料を納めることが経済的に困難な場合、本人の申請手続きによって、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

① 免除（全額・一部納付）申請

本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合、申請することにより、保険料の納付が全額免除または半額納付などの一部納付となります。なお、一部納付（一部免除）について

は、一部納付額が未納の場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合、申請することにより保険料の納付が猶予されます。

※①～③の免除・納付猶予期間は老齢・障害・遺族基礎年金の

受給資格をみる場合に必要な期間に算入されます。

※②、③の納付猶予期間については、受給資格の必要な期間には算入されませんが、老齢基礎年金の額には算入されません。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることや、いざというときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めましょう。納めることが難しい人はご相談ください。

	免除期間	未納期間	猶予期間
老後の年金	受給資格期間 になります	受給資格期間 になりません	受給資格期間 になります
老後の年金額	減額して 計算されます	算入 されません	算入 されません
障害基礎年金 遺族基礎年金	受給資格期間 になります	受給資格期間 になりません	受給資格期間 になります
追納	10年以内 なら可能	2年以内 なら可能	10年以内 なら可能

受給資格期間…保険料を納めた期間など、年金を受けるために必要な期間

追納……………後から保険料を納めること

「日本年金機構」がスタートします

～社会保険庁が廃止され、平成22年1月1日から新たに「日本年金機構」がスタートします～

●国民の皆さまの信頼に応え、一層のサービスの向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

●現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。